

「明石市こどもの養育費に関する条例（案）」

に関する意見公募結果について

2023年1月6日（金）から2月4日（土）まで意見募集を行い、多数のご意見をいただきました。

寄せられたご意見及び市の考え方については、以下のとおりです。

1. 募集結果

募集期間中、7名の方から9件のご意見をいただきました。

2. 意見概要と市の考え方

※ 提出いただいたご意見は、極力原文のまま掲載させていただいております。一部内容に応じ、分割・要約しています。

※ 本条例案とは直接関連性のないご意見については、意見の概要に掲載しておりません。

※ 個別施策の提案、要望につきましては、各施策を検討・実施する中で参考にさせていただきます。

	意見の概要	市の考え方
1	条例の制定に賛成する。 こどもの権利をこども自身が知って主張できるように、教育や福祉施設などで使用できるリーフレットがあればよい。	こどもの権利をこども自身が知ること、こどもの意見を尊重するという観点からみて大変重要なことだと考えます。こどもの年齢や環境などに合わせた啓発の方法を検討していきます。
2	養育費の支払いの見返りにこどもとの面会を求められて揉め事になるケースをよく耳にする。こどもの支援は見返りを求めずに無償の精神で行われるべきなので、父母の責務を果たしたとしても何ら権利や見返りが無いことを記載してはどうか。	こどもの支援は無償の精神で行われるべきであるというのをご指摘のとおりだと考えます。本条例案では、第3条第1項の「こどもの最善の利益を優先して考慮すること。」および同条第2項の「こどもの意見を尊重し、こどもの立場に立って行うこと。」等に含まれている内容であると考えています。
3	親戚がオーストラリア在住で、子育てがしやすいと聞いている。オーストラリアの制度を参考にしてみてもどうか。	具体的な支援策の策定にあたっては、諸外国の制度も参考にしてみたいと思います。
4	養育費と面会交流のセットで条例を制定するなら賛成だが、養育費だけの条例を制定するなら反対である。養育費の支払い率を上げるためには面会交流は必要不可欠である。	本市は養育費と面会交流のいずれもがこどもにとって重要なテーマであると考え、従前より自治体としてできることから取り組んできました。特に面会交流については、養育費立替えよりも早い2016年から、市直営で支援を実施しています。もっとも両者が別の制度である以上は、一方を他方の条件とするような扱いをするのは適切ではないと考えています。今後も、養育費と面会交流それぞれについてできることから取り組んでまいります。
5	離婚時に子を連れ去り親権を得た親が面会交流をさせない事案が多発している。道徳的に問題のある親にまで税金を使い救済する必要はないのではないか。	
6	養育費の支払いが滞った場合の罰則の検討についても引き続き議論してほしい。	養育費支払義務の不履行に対する罰則規定については、慎重な議論が必要な問題であると考えています。
7	養育費の未払いに罰則を設けることは不適切である。	そのため、本条例案では、条例の施行状況や社会情勢を勘案しながら、引き続き検討を継続するものとして位置付けています。